破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第７２６４号

大阪市西成区天下茶屋３丁目22番７号、前住所大阪府富田林市美山台７番４―1304号
債務者　花野　至博
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和田　義之
4　破産債権の届出期間　平成22年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５５号

埼玉県入間市高倉１丁目９番22号　112、前住所埼玉県入間市豊岡５丁目２番　35―521号
債務者　相田　園子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　破産債権の届出期間　平成22年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月８日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１４０３号

広島市西区井口４丁目３番15―104号、住民票上の住所広島市西区井口４丁目３番15―105号
債務者　桂　　裕治
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　聖史
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０７号

福島市笹木野字鎌古屋尻34番地の３
債務者　柳谷　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２２０号

宮城県遠田郡涌谷町涌谷字浦町前西39番地１
債務者　安部　正昭
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　由樹
4　破産債権の届出期間　平成22年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４０８号

滋賀県高島市安曇川町西万木851番地１　ダイナックⅡ205号室、前住所滋賀県高島市安曇川町西万木10番地
債務者　吹田　嘉和
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朴　　大俊
4　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９７号

岡山市東区富士見町１丁目１番７号
債務者　豊島　正一
1　決定年月日時　平成22年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　妻鹿安希子
4　破産債権の届出期間　平成22年12月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月19日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２０号

群馬県渋川市八木原976番地４　トロワハイツＢ―202、申立時の住所群馬県前橋市青柳町831番地６
債務者　大島　一男
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４２１号

群馬県渋川市八木原976番地４　トロワハイツＢ―202、申立時の住所群馬県前橋市青柳町831番地６
債務者　大島美智子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　寿男
4　破産債権の届出期間　平成22年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成23年１月５日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５９７号

岩手県岩手郡岩手町大字子抱第３地割87番地２
債務者　佐々木　勝
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山　通治
4　破産債権の届出期間　平成22年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月11日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０２号

島根県出雲市多伎町小田951番地
債務者　石飛　洋三
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　洋輔
4　破産債権の届出期間　平成22年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２７９７号

神奈川県鎌倉市山崎1215番地１
債務者　皆川　明彦
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月８日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３１号

横浜市旭区さちが丘46番地７　二俣川ダイカンプラザ301号
債務者　若林みさ子（旧姓高月・野出）
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　謙一
4　破産債権の届出期間　平成22年11月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月13日午後４時20分
6　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５８８号

静岡県浜松市中区葵西３丁目17番20号、前住所静岡県浜松市中区葵西３丁目９番５号
債務者　野嶋　礼子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩沢　忠和
4　破産債権の届出期間　平成22年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年12月21日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係